高齢者の暮らしを支える総合窓口 「地域包括支援センター」は みなさんの権利を守る支援をします

町地域包括支援センターでは、 高齢者が人としての尊厳をもった 生活を続けることができるよう 「高齢者虐待防止法」に基づき、 虐待の早期発見・把握に努め、必 要に応じて老人福祉施設等への入 所や他の機関と連携して支援を 行っています。

「もしかしたら虐待かも」と思っ たら、迷わずご相談ください。 なお、次のようなことが虐待と なります。

	身体的虐待	たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、無理やり食事を口に入れる、ベッドにしばりつける、薬を過剰に与えるなど
	心理的虐待	怒鳴る、悪口を言う、意図的に無視する、子ども扱いする、排 せつの失敗などを人前で話して恥をかかせるなど
	性的虐待	排せつなどの失敗などに対し懲罰的に下半身を裸にして放置する、性器への接触、セックスを強要するなど
	介護・世話の 放棄や放任 (ネグレクト)	食事や水分を与えない、おむつの交換をしない、病気の兆候があるのにもかかわらず診察を受けさせない、冷暖房等の適切な 環境をつくらないなど
	経済的虐待	日常的に必要なお金を渡さない、使わせない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど

お問い合わせ 町地域包括支援センター(☎855・1070)

指定医療機関以外で インフルエンザの予防接種を 受ける方(妊婦さん等)へ 接種費用を助成します

町では、季節性インフルエンザ予防接種の全町民無償化の実施 に伴い、指定医療機関以外で予防接種を希望される方へ、償還払 い(払い戻し)で接種費用を助成します。

※指定医療機関を記載した一覧表は、9月下旬に無料クーポン券 と一緒に各世帯へ郵送しています。

▶申請方法

- ●予防接種を受ける前に町健康福祉課へご連絡ください。
- ②医療機関で接種料金を全額支払った後、以下のものを持参の うえ町健康福祉課で申請手続きをしてください。
 - 予防接種名が明記されている領収書、予防接種予診票(写
 - 申請者名義の振込口座のわかるもの(金融機関の通帳等)
- 印鑑
- 保険証
- ▶申請期限 令和3年3月10日例までに手続きをお願いします。

がん検診(集団早朝検診)の 申し込みを 受け付けています

町では、11月24日火から11月30日月 に実施予定の大腸がん検診、胸部検診、胃 がん検診について、現在申し込みを受け付 けています。

会場や時間帯によっては、定員に達して おらず、申し込みが可能な時間帯がありま すので、受診希望の方は、お早めに町健康 福祉課へご連絡ください。

【申込方法】

受診希望の方は、町広報9月号の4分を ご覧のうえ、希望の 日にち と 時間帯 を町健康福祉課(☎852・5180) に電 話でお申し込みください。

お問い合わせ 町健康福祉課(☎852・5180)

遊びにおいでよ 「こともの木

子育て支援セン ター「こどもの木」 では、今月も様々 な事業を準備して お待ちしています。 ださい。



▶利用時間 月曜日~金曜日(祝日を除く) 午前10時~正午 午後1時30分~午後3時

「わんパーク」11月の日程

▶11月17日火 工作しましょ!「クリスマスのお菓 子作り」(講師:ものかたり・小熊)

▶11月26日休 11月の誕生会 ※どちらも事前予約をお願いします。

> お問い合わせ もりやまこども園内 こどもの木(☎852・3805)

11月 運動部別の世別レンター

健 診 |

19日 3歳児健康診査

対象 平成29年3月~5月生まれ

受付 12時45分~13時15分 場所 役場1階保健室

30日 乳児健康診査

対象 令和2年1月、4月、7月生まれ

受付 12時45分~13時15分 場所 役場1階保健室

その他

18日 離乳食づくり教室

時間 10時~正午 場所 ケアセンター五城目2階 ※対象者には通知済みです。

10日(火)・24日(火) 母子健康手帳・子育て支援クーポン券の交付

受付 9時~15時

場所 健康福祉課

※指定日以外で交付を希望される方は、事前にご連絡ください。

お問い合わせ 町健康福祉課(☎852・5180)

新型コロナウイルス感染症の相談窓口 あきた新型コロナ受診相談センター(コールセンター)

以下の症状のいずれかに該当する場合は、出かけず、相談窓口にすぐ相談 してください。なお、かかりつけ医がある方は、電話でかかりつけ医に相談 してください。

- □ 息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱等の強い症状のいず れかがある場合
- □ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場
 - (※) 高齢者、基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤・抗 がん剤を用いている方
 - (※) 妊婦の方についても、念のため、重症化しやすい方と同様に早めに
- □ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合

新型コロナウイルス感染症相談窓口の電話番号

☎018-866-7050 (24時間受付)

☎018-895-9176 (8時~17時受付)

20570-011-567 (8時~17時受付)

新型コロナウイルス 感染症に関する 不当な差別や偏見を なくしましょう

新型コロナウイルス感染症 に関連して、感染者・濃厚接 触者、医療従事者やその他関 係者などに対し、誤解や偏見 に基づく差別を行うことは許 されません。公的機関の提供 する正確な情報を入手し、冷 静な行動に努めましょう。

困った時は1人で悩まず、 下記までご相談ください。

▶みんなの人権110番

3 0570 ⋅ 003 ⋅ 110 (受付時間 午前8時30分 ~午後5時15分)

※土日・祝日を除く。

▶インターネット 人権相談 http://www.

jinken.go.jp



19 広報「ごじょうめ」1036号 令和2年11月1日